

ICカード 生協電子マネー利用規則

公立はこだて未来大学生協同組合

(目的)

第1条 本規則は、公立はこだて未来大学生協同組合が発行する IC カードに搭載された生協電子マネー機能の利用及びその取り扱いについて定める。

2 本規則において、公立はこだて未来大学生協同組合を以降、生協という。

(定義)

第2条 本規則で対象となる IC カードとは、非接触型 IC チップを搭載した組合員カードをいう。

2 電子マネー機能とは、IC カードに搭載された IC チップに入金し、プリペイド方式により POS レジスターで精算する機能、利用ポイントによるサービス機能等をいう。

(ICカードの発行、再発行等)

第3条 ICカードは、生協がこれを発行する。

2 ICカードの紛失等による再発行についての手続きや手数料等は、生協で決定した手順や規定によることとする。

(ICカードの利用)

第4条 ICカードの利用にあたって、組合員は本規則を遵守しなければならない。

2 組合員資格を失った場合は、ICカードを利用してはならない。

第1部 プリペイド条項

(プリペイド利用方法)

第5条 組合員は、ICカード対応 POS レジスター等を用いて現金により入金することで、IC チップに入金額を記録することができる。

2 組合員は、記録された金額の範囲内で、指定店舗及び IC カード対応機器で、プリペイドによる商品とサービスを受けることができる。

(プリペイド利用の限度額・手数料等)

第6条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを組合員に通知する。

2 ICカードのプリペイド利用手数料は無料とする。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とする。

(プリペイドが利用できない場合)

第7条 次の場合、組合員は IC カードの利用ができないことがある。

① IC カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等により、IC カードを利用することができない場合

② 指定店舗が IC カードで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

③ その他、IC カードの利用ができない状況が発生した場合

(プリペイドの忘失・汚損等)

第8条 次の場合、組合員は生協に再発行を届け出ることができる。

① IC カードの汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合

② IC カードの記載内容変更により再発行を受ける場合

③ 組合員が IC カードを忘失し、または盗難にあった場合

④ その他、生協が再発行を認める場合

2 前項の場合において、当該 IC カードにプリペイド未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高をシステムで確認できる利用残高にて確定した後に、再発行された IC カードにこれを記録することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、組合員の故意又は過失による IC カード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はプリペイド未使用残額を補償しない。

(返金の禁止)

第9条 プリペイド未使用残額は返金しない。

2 前項の規定にかかわらず、生協が認める次の事由によるときプリペイド未使用残額を返金する場合がある。

① 組合員が卒業・退学、異動等によって大学に在籍する資格を失ったとき

② 組合員が長期休学・休職をするとき

③ 生協の責に帰すべき事由があるとき

④ その他、生協が必要と認めるとき

3 前項にいうプリペイド未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、所定の方法により行う。

4 未使用残額は組合員資格喪失後2年をもって消失するものとする。

第2部 ポイント条項

(ポイント利用方法)

第10条 組合員は IC プリペイド利用時に生協が定めるポイント発生率により IC カードにポイントを蓄積することができる。ポイント発生率は別表1のとおりとする。

2 蓄積されたポイントは生協が定める基準で利用券として POS レジスター通過時に自動的に発行される。組合員は発行された利用券を指定店舗で利用することができる。

3 生協電子マネーとして自動加算となるポイント数は別表2のとおりとする。

(ポイントが蓄積できない場合)

第 11 条 組合員は、次の場合 IC カードへのポイント蓄積ができない。

- ① IC カードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電、特設店舗での端末機の未設置等により、IC カードを利用することができない場合。ただし生協がポイントの事後登録等の特別の措置をとった場合はこの限りでない。
- ② 組合員が利用の際に IC カードを使用しなかった場合

(ポイントの忘失・汚損等)

第 12 条 IC カードの汚損により、ポイント残数の読み取りができなくなった場合、または IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合、組合員は再発行の申請をしなければならない。

- 2 組合員は、IC カードを忘失し、または盗難にあった場合、第 8 条にいう届出を行うことができる。
- 3 前二項の場合において、当該 IC カードにポイント残数がある場合、生協は当該未使用残数を確定した後に、再発行された IC カードにこれを記録する。当該未使用残数はシステムで確認できる利用残数にて確定するものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、組合員の故意又は過失による IC カード本体の破損等によるものと生協が判断した場合、ポイント残額を保証しない。

(ポイント還元禁止)

第 13 条 ポイント未使用残数は還元しない。ただし、生協の責に帰すべき事由があるとき、または生協が必要と認めるときはこの限りでない。

- 2 未使用残数は組合員資格喪失後 2 年をもって失効するものとする。

(改廃)

第 14 条 本規則の改廃は生協理事会が行い、組合員に通知する。

(施行)

本規則は 2014 年 6 月 25 日から施行する。
本細則は 2017 年 11 月 27 日より施行する。

(第 10 条別表 1、別表 2)

【第 10 条 別表 1】 (10 円につきのポイント数)

書籍分類 (資格取得講座等スタディガイド分類、書籍の現金割引の場合を除く)	書籍、雑誌 (電子書籍および文科省発行を除く)	0.5 ポイント
食堂分類	飲料・コンパ利用を除く	0.1 ポイント
購買分類	パン・米飯 文具	0.1 ポイント

※以下の企画等で特別にプレミアム付与を実施することがある。ポイント発生率はその都度生協で定める。
① IC チャージ促進のキャンペーン
② 特定商品の販売促進

【別表 2】

ポイントは 100 ポイントにつき 100 円を生協電子マネーとして加算する。